第

6061

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年10月16日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

☆ 配偶者への贈与

Q:配偶者に対する贈与には税制上の恩典があるとか。どのようになっているのですか?

A:次のようになっています。

【解説】

贈与税では、婚姻期間が20年(1年未満の端数は切り捨てます)以上である配偶者から、次の居住用不動産等を贈与した場合には、贈与財産の価額から基礎控除(110万円)のほかに2,000万円(贈与財産の合計額が2,000万円に満たない場合はその合計額まで)を控除してくれるという特例(同一の配偶者につき一回限り適用)があります。

これを贈与税の配偶者控除といいます。

- ①もっぱら居住の用に供する土地もしくは土地の上に存する権利(借地権等)又は家屋(居住用不動産といいます)で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるもの
- ②居住用不動産を取得するための金銭で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産の取得に充てられ、かつ、受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合の金銭の額







